

鳥取市民会館条例（昭和42年条例第1号）新旧対照表 第4条関係

改正後								改正前							
○鳥取市民会館条例 昭和42年1月5日 鳥取市条例第1号 第1条～第18条（略） 別表第1（第8条関係） ホール利用料金								○鳥取市民会館条例 昭和42年1月5日 鳥取市条例第1号 第1条～第18条（略） 別表第1（第8条関係） ホール利用料金							
区分	時間	午前9時～	午後1時～	午後6時～	午前9時～	午後1時	午前9時	区分	時間	午前9時～	午後1時～	午後6時～	午前9時～	午後1時	午前9時
		正午	午後5時	午後10時	午後5時	～午後10時	～午後10時			正午	午後5時	午後10時	午後5時	～午後10時	～午後10時
A	平日	6,600円	13,200円	17,600円	19,800円	30,800円	37,400円	A	平日	6,480円	12,960円	17,280円	19,440円	30,240円	36,720円
	土曜日、日曜日、休日	7,700	15,400	20,900	23,100	36,300	44,000		土曜日、日曜日、休日	7,560	15,120	20,520	22,680	35,640	43,200
B	平日	9,900	17,600	22,000	27,500	39,600	49,500	B	平日	9,720	17,280	21,600	27,000	38,880	48,600
	土曜日、日曜日、休日	12,100	20,900	26,400	33,000	47,300	59,400		土曜日、日曜日、休日	11,880	20,520	25,920	32,400	46,440	58,320
C	平日	15,400	27,500	35,200	42,900	62,700	77,000	C	平日	15,120	27,000	34,560	42,120	61,560	75,600
	土曜日、日曜日、休日	16,500	33,000	44,000	49,500	77,000	92,400		土曜日、日曜日、休日	16,200	32,400	43,200	48,600	75,600	90,720
備考 1 ホールの利用料金は、ホワイエ及び出演者控室の利用分を含むものとする。ただし、ホワイエのみを利用する場合又は出演者控室の								備考 1 ホールの利用料金は、ホワイエ及び出演者控室の利用分を含むものとする。ただし、ホワイエのみを利用する場合又は出演者控室の							

みを利用する場合の利用料金は、別表第2に定める額とする。

- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「A」とは、営利目的以外で入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合を、「B」とは、営利目的以外で入場料等を徴収する場合を、「C」とは、営利目的で利用する場合をいう。
- 4 営利目的で利用する場合において、利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）に次の割合を乗じて得た額を当該基本利用料金に加算した額とする。
  - (1) 入場料等が500円以上2,000円未満 3割
  - (2) 入場料等が2,000円以上 5割
- 5 午前9時から午後10時までの間において、利用許可時間を繰上げ、又は延長して利用する場合の利用料金は、1時間（30分以上1時間未満は、1時間とする。以下この表において同じ。）につき、その直前又はその直後の基本利用料金の1時間当たりの利用料金の3割増の額とする。
- 6 午前9時以前に繰上げて利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午前9時～正午）の5割の額とし、午後10時以後に延長して利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午後6時～午後10時）の5割の額とする。
- 7 練習又は準備等のため舞台のみを利用する場合の利用料金は、基本利用料金の5割の額とする。

みを利用する場合の利用料金は、別表第2に定める額とする。

- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「A」とは、営利目的以外で入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合を、「B」とは、営利目的以外で入場料等を徴収する場合を、「C」とは、営利目的で利用する場合をいう。
- 4 営利目的で利用する場合において、利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額（以下この表において「基本利用料金」という。）に次の割合を乗じて得た額を当該基本利用料金に加算した額とする。
  - (1) 入場料等が500円以上2,000円未満 3割
  - (2) 入場料等が2,000円以上 5割
- 5 午前9時から午後10時までの間において、利用許可時間を繰上げ、又は延長して利用する場合の利用料金は、1時間（30分以上1時間未満は、1時間とする。以下この表において同じ。）につき、その直前又はその直後の基本利用料金の1時間当たりの利用料金の3割増の額とする。
- 6 午前9時以前に繰上げて利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午前9時～正午）の5割の額とし、午後10時以後に延長して利用する場合の利用料金は、1時間につき、基本利用料金（午後6時～午後10時）の5割の額とする。
- 7 練習又は準備等のため舞台のみを利用する場合の利用料金は、基本利用料金の5割の額とする。

8 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

9 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。

別表第2（第8条関係）

会議室等利用料金

区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後1 0時	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後1 0時	午前9時 ～午後1 0時	1時間を単位 として利用す る場合	
							午前9 時～午 後6時	午後6 時～午 後10時
大会議 室	2,200円	2,860円	3,740円	5,060円	6,600円	8,800円	1時間 につき	1時間 につき
							730円	940円
小会議 室	440	660	880	1,100	1,540	1,980	1時間 につき	1時間 につき
							170	220
出演者 控室 (大)	550	710	930	1,260	1,650	2,200	1時間 につき	1時間 につき
							190	240
出演者 控室 (小)	160	220	270	380	490	660	1時間 につき	1時間 につき
							60	70
控室	330	440	550	770	990	1,320	1時間	1時間

8 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

9 附属設備等の利用料金は、別に規則で定める額とする。

別表第2（第8条関係）

会議室等利用料金

区分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後1 0時	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後1 0時	午前9時 ～午後1 0時	1時間を単位 として利用す る場合	
							午前9 時～午 後6時	午後6 時～午 後10時
大会議 室	2,160円	2,800円	3,670円	4,960円	6,480円	8,640円	1時間 につき	1時間 につき
							720円	920円
小会議 室	430	640	860	1,080	1,510	1,940	1時間 につき	1時間 につき
							170	210
出演者 控室 (大)	540	700	910	1,240	1,620	2,160	1時間 につき	1時間 につき
							190	230
出演者 控室 (小)	160	210	270	370	480	640	1時間 につき	1時間 につき
							60	70
控室	320	430	540	750	970	1,290	1時間	1時間

